

写

23生畜第2778号
23消安第6618号
平成24年3月23日

内閣府沖縄総合事務局農林水産部長
地方農政局生産部長
消費・安全部長
北海道農政事務所農政推進部長
消費・安全部長

殿

農林水産省生産局畜産部畜産振興課長
消費・安全局畜水産安全管理課長

飼料の暫定許容値見直し等を踏まえた今後の対応について

今回、厚生労働省において食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく食品中の放射性物質に関する新たな基準値（以下「食品の基準値」という。）が定められたことに伴い、「放射性セシウムを含む飼料の暫定許容値の見直しについて」（平成24年3月23日付け23消安第6608号、23生畜第2777号、23水推第1126号農林水産省消費・安全局長、生産局長、水産庁長官連名通知。）により、豚、家きん、馬及び養殖魚用の飼料中の放射性セシウムの許容値を見直し、新たな暫定許容値（以下「新暫定許容値」という。）を公表したところです。

食品の基準値が、平成24年4月1日に施行されますが、食品の基準値を超える放射性物質に汚染された畜産物が生産されないよう安全な飼料の給与や適切な飼養管理について、科学的根拠に基づいた指導徹底等を速やかに進めていく必要があります。

つきましては、新暫定許容値に適合した飼養管理等について下記のとおり取りまとめましたので、貴局管内の各都道府県に対し、生産者への指導を徹底するよう周知方よろしくお願いいたします。

なお、牛の飼養管理については、引き続き「飼料の暫定許容値見直しを踏まえた今後の対応について」（平成24年2月3日付け23生畜第2255号、23消安第5364号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長、消費・安全局畜水産安全管理課長連名通知）に基づく対応をお願いいたします。

記

1. 新暫定許容値の考え方

豚、家きん及び馬用飼料に対する放射性セシウムの新暫定許容値は、食品の基準値を超えない肉や卵を生産するために、どのような飼料を給与すれば良いか判断する目安である。この目安は、食品の基準値、一般的な飼料の給与量及び移行係数等を活用して算出した。

なお、これら家畜及び家きんは水、空気、土壌（粗飼料に付着する土を含む。）、敷料、野草、屋外に放置された飼料等、様々なものから放射性セシウムを摂取する可能性がある。

このため、新暫定許容値を超えない飼料や放牧地を利用するのはもちろんのこと、水、土壌等からの放射性セシウムの摂取をできるだけ抑えるように、飼料の保管、飲用水や飼育場所等にも注意する。

2. 新暫定許容値に適合した飼養管理等

新暫定許容値は、4月1日から適用されるので、新暫定許容値を超える飼料が家畜に給与されることのないよう留意する。

(1) 濃厚飼料による飼養管理

特に、食品中の放射性物質に関する「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」（平成23年8月4日原子力災害対策本部決定。以下「本部決定」という。）に定められた自治体で収穫された平成23年産米麦に由来する米ぬか、脱脂ぬか、ふすま又は麦ぬか（以下「米麦由来原料」という。）を飼料として利用する農家等は、「平成23年産米に由来する米ぬかの取扱いについて」（平成23年12月19日付け23生産第5304号、23消安第4796、23食産第2291号、23林政経第262号、23水推第832号、農林水産省生産局農産部穀物課長、生産局畜産部畜産振興課長、消費・安全局畜水産安全管理課長、食料産業局食品小売サービス課長、林野庁林政部経営課長、水産庁増殖推進部栽培養殖課長通知）又は「平成23年産麦に由来するふすま及び麦ぬかの取扱いについて」（平成23年9月13日付け23消安第3224、23生産第4499号、23水推第545号、農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長、生産局農産部穀物課長、生産局農産部貿易業務課長、生産局畜産部畜産振興課長、水産庁増殖推進部栽培養殖課長通知）に従い、米麦由来原料を供給する事業者の取組を踏まえ、放射性セシウム濃度が飼料の新暫定許容値を超える米麦由来原料を単体で用いないなど、利用する飼料が新暫定許容値を超えないよう留意する。

また、平成23年産米穀であって家畜の飼料として利用するもの（新規需要米として生産される飼料用米に限らず、主食用米の規格外米やふるい下米、自家利用する主食用米の飼料利用など家畜の飼料として供されるすべての米穀をいう。以下「飼料利用米」という）については、「平成23年産米穀の飼料利用について」（平成23年10月6日付け23生畜第1438号農林水産省生産局畜産部畜産振興課長、生産局農産部穀物課長連名通知）により流通・利用を指導する。その際、豚用飼料の新暫定許容値が食品の基準値を下回っていることから、玄米の形で利用する飼料利用米について、畜産農家が単体飼料として豚に給与する場合（畜産農家等が家畜に飼料利用米を給与する前に他の飼料と飼料利用米を混合する場合を含む。）、本部決定に基づき対象自治体が行う玄米の放射性物質調査（以下「玄米調査」という。）の結果が豚用飼料の新暫定許容値以下となった区域の飼料利用米のみ利用されるよう、指導を徹底する。

さらに、平成23年に本部決定に定められた自治体で収穫された農作物由来の食品残さや規格外農作物を家畜の飼料に用いる場合には、原料となる農作物が収穫された地域の自治体が行う当該農作物の放射性物質調査の結果がそれぞれの家畜の飼料の新暫定許容値以下となった区域の農作物のみ利用されるよう留意する。

(2) 粗飼料、放牧による飼養管理

粗飼料や放牧地の利用については、利用できる牧草等の暫定許容値が変更されることから、旧暫定許容値に基づいて利用してきた粗飼料や放牧地の牧草等（新暫定許容値を上回るものに限る。）を採食していた家畜（豚、家きん及び馬）については、「原子力発電所事故を踏まえ牛以外の食用に供される家畜の飼養管理状況に関する聞き取り調査について（依頼）」（平成 23 年 7 月 23 日付け食肉鶏卵課長、畜産振興課長連名通知。以下、「課長連名通知」という。）に基づき適切な飼養管理及び出荷又は移動の自粛を行うよう、指導を徹底する。（ただし、当該家畜や畜産物について、と畜場等において放射性セシウムに関する検査を行う場合には、この限りではない。）

なお、東北及び関東農政局管内のめん羊、山羊及び鹿については、課長連名通知及び「原子力発電所事故を踏まえ食用に供されるめん羊、山羊及び鹿の飼養管理状況に関する聞き取り調査について（追加依頼）」（平成 23 年 8 月 22 日付け食肉鶏卵課長、畜産振興課長連名通知）に基づき、引き続き適切な飼養管理及び出荷又は移動の自粛を行うよう、指導を徹底する（ただし、当該家畜や畜産物について、と畜場等において放射性セシウムに関する検査を行う場合には、この限りではない。）。